



福岡県警 ホームページ

交通安全に注意！ 夕暮れ時の車の運転は、早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。また、譲り合いの精神で、心ゆとりを持った運転を行いましょ。

自転車盗に注意！

自転車には必ず鍵をかけましょ。自犯に注意！

性犯罪に注意！

みまもっちアプリを活用し、自主防犯に努めましょ。

ダウンロードはこちらから ↓

警察署だより



粕屋警察署

令和6年9月の身近な犯罪発生件数

1 自転車盗	16件
2 万引き	4件
3 オートバイ盗	3件
4 部品狙い	1件

令和6年9月の須恵町交通事故発生件数 **9件**

- ストーブの上部で洗濯物を乾かさな
- 就寝時はストーブを消す
- ストーブをつけたままの状態、灯油を給油・補充しない
- ストーブはカーテンなどの燃えやすいものや壁から離す
- スプレー缶などはストーブの近くに置かない



公式ホームページ

ストーブによる火災を防ぐために、次のことに留意ましょ。 本格的な冬の到来を迎え、ストーブを使用する機会も多くなりましょ。ストーブを原因とした火災による死者は、毎年多く発生しており、特に高齢者が犠牲となる事例が大半を占めましょ。



粕屋南部消防本部

粕屋南部消防本部管内の事例

事例1 木造2階建て住宅の居室において、住人が燃焼中の石油ストーブに給油するため、消火せずに灯油カートリッジを取り出したところ、キャップが外れ灯油が漏れ出し、石油ストーブの火が漏れた灯油に引火し火災になった。

事例2 木造2階建て住宅の台所兼居間において、住人が石油ストーブの周囲にカセットコンロを置いたまま石油ストーブに火を点けたため、ガスボンベが加熱され破裂し、漏洩したガスに石油ストーブの火が引火し爆発した。

※火災を早期に見察するため住宅用火災警報器を設置ましょ。 ※住宅用火災警報器は定期的に作動確認を行い、設置後10年を目安に交換ましょ。



有効期限 12月25日(水) 23時59分まで ※有効期限を過ぎた商品券については、無効となります。

商工会だより



須恵町商工会

キャッシュレス商品券「すえPAY」の有効期限にご注意ください

8月より販売したキャッシュレス商品券「すえPAY」の有効期限が近づいてましょ。有効期限を過ぎると使用できなくなりましょので、ご注意ください。キャッシュレス残高が少額の場合は、現金と併用して使用できます。その際は、使用前にお店の人へお伝えください。



詳細はホームページでご確認ください。



国の教育ローンのご案内

教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポートましょ

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学などに入学、在学するお子さんをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

- 融資金額 350万円以内 (一人当たり)
- 金利 年2.4%
- ※母子家庭など 年2.0% (令和6年5月現在)
- 返済期間 18年以内
- 使用対象 入学金・授業料・教科書代・家賃など

わくわく デイサロン 介護予防教室 1月分



65歳以上の皆さん 介護予防教室に参加してみませんか？

- 申込資格 おおむね65歳以上で町内に住所があり、要介護認定を受けていない人
- 1月分申込期間 12月16日(月)~27日(金)
- 申込方法 電話または窓口で申し込み
- 申込先 役場1階 福祉課窓口  
☎932-1493(ダイヤルイン)  
☎932-1151(内線128)

※内容は変更になる場合があります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

令和7年1月18日(土) 14時~15時30分 スペシャリストセミナー

- 講師 医師
- 自己負担金 100円
- 定員 30人

2人に1人ががんになる時代！皆さんにとって身近な症例も交えながらお話ししていただきます。正しい「知識」と「行動」が、がんの予防や早期発見につながります。

日時 水曜日・金曜日 9時50分~11時20分  
場所 地域活性化センター(オイコス)1階



1月スケジュール

- 17日(金) スマホ講座(情報格差解消セミナー) 講師 携帯電話会社スタッフ 自己負担金 100円 定員 20人
- 22日(水) ライフキネティック(脳トレ×運動エクササイズ) 講師 山本 美幸 先生 自己負担金 100円
- 24日(金) 音楽サロン 講師 石内 貴代美 先生 自己負担金 100円 定員 30人
- 29日(水) すまいる体操 講師 宇都宮 準一 先生 自己負担金 100円
- 31日(金) フラワーアレンジメント 講師 花ののぐち 自己負担金 800円 定員 30人

スマートフォンを使いこなして情報の格差をなくましょ。スマートフォンの疑問を何度聞いても大丈夫です。

年齢関係なく、誰もが楽しめる体操講座！体も頭も10歳若返る！認知症予防・集中力・記憶力UPの効果があります。

楽器を使って懐かしい時代の曲を演奏ましょ。何の楽器かはお楽しみに！

身体を効果的に使う方法教えます！

季節の花を取り入れて日々の生活に彩りを！

消費生活 110番



悪質な訪問買取、出張買取業者に注意！

福岡県では、毎年12月を「悪質商法撲滅月間」と位置づけ、悪質商法を防止する啓発活動に取り組んでましょ。特に年末年始期間は、若者や高齢者を狙った悪質商法が増加することが考えられます。日頃から注意するのちろんのこと、周囲の人への声掛けや見守りも重要です。

相談事例

事例1 高齢の母が業者から「不用品を買い取る」という電話を受けた。後日来た訪した業者に貴金属類を2千円で売ってしまった。買い取りから3日しか経っておらず、契約書には無条件解除のクーリング・オフに関する記載もある。あまりにも安価な買い取り価格であったため、取り戻したい。

事例2 昨日、突然家に訪問してきた業者に、言われるがまま貴金属などを買い取られたが、相場の半額だったことが分かった。取り戻したい。

アドバイスと注意点

訪問業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が増えています。売るつもりがなかった貴金属を、知らないうちに強引に買い取られ、物品名や価格が具体的に記載された書面を渡されない場合もあります。

- 購入業者から電話がかかってきて、安易に訪問を承諾しないようましょ。
- 事例2のように、突然訪問してくる飛び込み勧誘は法律で禁止されてましょ。そのような訪問業者は家に入れないようましょ。
- 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合、1人では対応しないようましょ。
- 買い取りの勧誘を承諾してない貴金属の売却を迫られても、きっぱり断りましょ。
- 隙を見て貴金属を奪っていく事例もあります。業者の前に物品を出したままにせず、手の届かないところに置ましょ。
- 受け取った書面はしっかり確認ましょ。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。業者が勝手に家を上がること、脅すような言動をするなど、身の危険を感じた場合は、すぐに警察に通報ましょ。(警察相談専用電話 #9110)
- お困りのことがありましたら、かすや中部広域消費生活センターに相談してくだしょ。

消費生活相談のお知らせ

- かすや中部広域消費生活センター
- 開設日 月曜日~金曜日 (祝日・年末年始は休み)
  - 相談時間 10時~15時30分
  - 場所 志免町地域安全安心センター2階(志免町志免中央1の10の10)
  - 問い合わせ先 ☎9366・1594 FAX 9366・1610
- ※相談の際は電話でご連絡ください。